兵庫県公報

令和4年5月31日 火曜日 第315号

発行人兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、 その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

り

告 示	∧° ¬ỳ°
○ 公印の廃止及び新調(法務文書課) ····································	2
○ 土地改良区の定款の変更認可(農地整備課)	2
	2
〇同 上 (同)	3
〇同 上 (同)	3
	3
	3
〇同 上(同)	3
	4
○ 県営土地改良事業の緊急耐震工事計画の決定及び関係書類の縦覧(同)	4
○ 保安林の指定予定(治山課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
○同 上(同)	5
○同 上(同)	5
○同 上(同)	5
○同 上(同)	6
○同 上(同)	6
○同 上(同)	7
〇同 上(同)	7
〇同 上 (同)	7
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定(水大気課)	8
○ 道路の区域の変更及び供用開始(道路保全課) ····································	8
○同 上(同)····································	8
○ 道路の管理に関する事務を所管する土木事務所(同) ····································	9
○ 河川区域の変更により生じた廃川敷地等(河川整備課)	9
○ 土砂災害警戒区域の指定(砂防課)	
	9
	10
〇同 上(同)	10
〇同 上(同)	11
〇同 上(同)	12
〇同 上(同)	12
○同 上(同)	13
○ 平成27年兵庫県告示第282号(土砂災害警戒区域の指定)の一部改正(同)	14
○ 平成19年兵庫県告示第956号(土砂災害警戒区域の指定)の一部改正(同)	14
○ 土砂災害特別警戒区域の指定(同)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
○同 上(同)	14
○ 令和元年兵庫県告示第740号(土砂災害特別警戒区域の指定)の一部改正(同)	15
○ 都市計画の変更及び図書の縦覧(都市計画課)	15
○ 宅地建物取引業法に基づく行政処分(建築指導課)	15
○ 道路の位置指定(淡路県民局)	15
〇同 上 (同)	16
	10
公告	
○ 令和 4 年兵庫県功労者表彰(秘書課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出(都市計画課)	21
〇同 上(同)	22
選挙管理委員会告示	
○ 政治資金規正法第17条第2項の適用を受ける団体について	23

労働委員会公告 ○ 兵庫県労働委員会あっせん員候補者の氏名、閲歴等	24
公安委員会告示 ○ 駐車監視員資格者講習の実施 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
警察本部公告 ○ 随意契約の相手方等の公示 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27

告示

兵庫県告示第674号

1に掲げる公印を令和4年3月31日限り廃止し、2に掲げる公印を新調し、同年4月1日からその使用を開始した。

令和4年5月31日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 廃止公印の名称及び印影



兵庫県旅券事務所長印

2 新調公印の名称及び印影



兵庫県旅券事務所長印

兵庫県告示第675号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。 令和4年5月31日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

土地改良区の名称	認可年月日
神戸市大沢土地改良区	令和4年4月28日

兵庫県告示第676号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第 2 項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。 令和 4 年 5 月31日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

土地改良区の名称	認可年月日
赤石土地改良区	令和4年4月26日

兵庫県告示第677号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。 令和4年5月31日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

土地改良区の名称	認可年月日			
奥野村土地改良区	令和4年4月27日			

兵庫県告示第678号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。 令和4年5月31日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

土地改良区の名称	認可年月日
南淡南部土地改良区	令和4年4月25日

兵庫県告示第679号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。 令和4年5月31日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

土地改良区の名称	認可年月日
北淡路土地改良区	令和4年4月25日

兵庫県告示第680号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。 令和4年5月31日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

土地改良区の名称	認可年月日
山田土地改良区	令和4年4月22日

兵庫県告示第681号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。 令和4年5月31日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

土地改良区の名称	認可年月日
印南北池土地改良区	令和4年4月20日

兵庫県告示第682号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。 令和4年5月31日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

土地改良区の名称	認可年月日		
西光寺野土地改良区	令和4年4月22日		

兵庫県告示第683号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の4第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、緊急耐震工事計画を令和4年5月17日に定めたので、緊急耐震工事計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った 日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和4年5月31日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

事 業 名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	坂折池地区	令和4年5月31日から 同 年6月20日まで	赤穂市役所

兵庫県告示第684号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。 令和4年5月31日

- 1 保安林予定森林の所在場所 美方郡香美町香住区八原字水無シ62の1
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第685号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。 令和4年5月31日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
 - 美方郡香美町香住区八原字高平井13、字比峩谷14
- 2 指定の目的

水源の涵養

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第686号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。 令和4年5月31日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
 - 美方郡香美町香住区八原字田ノ見谷134、字大狭幅136、字池ノ谷326、字家奥514
- 2 指定の目的

水源の涵養

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第687号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。 令和4年5月31日

- 1 保安林予定森林の所在場所
 - 美方郡香美町香住区下岡字山座200の4
- 2 指定の目的 水源の涵養

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第688号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。 令和4年5月31日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 保安林予定森林の所在場所

美方郡香美町香住区畑字クワコ670の35、字カシノ畑802、字天神821

- 2 指定の目的
 - 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所 及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第689号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。 令和4年5月31日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
 - 美方郡香美町香住区畑字ワルイゼタタミ岩879、879の7、880
- 2 指定の目的
 - 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第690号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。 令和4年5月31日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 保安林予定森林の所在場所

美方郡香美町香住区畑字イラン谷口79の1、字塚谷177、177の1

- 2 指定の目的
 - 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第691号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。 令和4年5月31日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
 - 美方郡新温泉町歌長字大末1275の25
- 2 指定の目的
 - 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第692号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。 令和4年5月31日

- 1 保安林予定森林の所在場所 美方郡新温泉町春来字横尾578の45
- 2 指定の目的土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第693号

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和4年5月31日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

- 1 指定する区域
 - 川西市火打一丁目1165番の一部
- 2 特定有害物質の名称
 - 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 3 1の土地の一部は、土壌汚染対策法施行規則第58条第5項第10号に該当する。

兵庫県告示第694号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和4年5月31日から供用を開始する。

^^^^

その関係図面は、令和4年5月31日から2週間、北播磨県民局加東土木事務所において一般の縦覧に供する。 令和4年5月31日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

道路の	種 類	ì	道 路 O) 🗵	域		
路線	名	区間		旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道		加東市山国字小山1273番2か	Ď.	旧	12.0から 23.0まで	183. 0	予定地
神 戸 加 東 線 同 市山国字小山1263番1まで		新	12.0から 23.0まで	183. 0			

兵庫県告示第695号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和4年5月31日から供用を開始する。

その関係図面は、令和4年5月31日から2週間、丹波県民局丹波土木事務所において一般の縦覧に供する。 令和4年5月31日

道	路の	種 類			道	路 <i>の</i>) 🗵	域		
路	線	名		X	間		旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長(メートル)	備考
国道	国道		丹波市青垣町山垣字垣内1392番1から	旧	7.0から 13.0まで	1, 040. 0				
4	2	7	号	同 市青垣町山垣字カト	田1862番	4まで	新	7.0から 13.0まで	1, 040. 0	

兵庫県告示第696号

行政組織規則(昭和36年兵庫県規則第40号)第87条の13第2項の規定により、道路の管理に関する事務を所管する土木事務所を次のとおり定め、令和4年5月31日から施行する。

令和4年5月31日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

道路の種類	路線名	区間	管理する事務所
県道	大塩別所線	高砂市北濵町西濵180番1から 同 市北濵町西濵171番1まで	姫路土木事務所

兵庫県告示第697号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により、 次のとおり公示する。

その関係図書は、兵庫県土木部河川整備課及び中播磨県民センター姫路港管理事務所に備え置いて、令和4年5月31日から2週間縦覧に供する。

令和4年5月31日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

- 1 河川の名称
 - 二級河川八家川水系八家川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
- 令和4年5月31日 3 廃川敷地等の位置
 - (I) 姬路市白浜町字沖新浜丙525番139
 - (2) 同 市同 町字沖新浜丙525番140
 - ③ 同 市木場十八反町1456番5
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
 - (1) 種類 土地

数量 1214.65平方メートル

- (2) 種類 土地
 - 数量 235.30平方メートル
- (3) 種類 土地

数量 609.51平方メートル

兵庫県告示第698号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の 規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。 令和4年5月31日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類
善入 (301070017)	神戸市北区大沢町上大沢(別図1のとおり)	地滑り
西畑 (301070018)	神戸市北区八多町西畑(別図2のとおり)	地滑り
市原 (301070019)	神戸市北区大沢町市原(別図3のとおり)	地滑り
北僧尾 (301070020)	神戸市北区淡河町北僧尾(別図4のとおり)	地滑り
簾 (301070021)	神戸市北区大沢町簾(別図5のとおり)	地滑り
北畑 (301070022)	神戸市北区淡河町北畑(別図6のとおり)	地滑り
西荘 (301070023)	神戸市北区大沢町中大沢(別図7のとおり)	地滑り

(別図1から別図7までは省略し、兵庫県土木部砂防課、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第699号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の 規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和4年5月31日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類
シリツキ川 I (205000068)	西宮市名塩3丁目(別図1のとおり)	土石流

(別図1は省略し、兵庫県土木部砂防課、阪神南県民センター西宮土木事務所及び西宮市役所に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第700号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の 規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和4年5月31日

名称	指定の区域	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類
和田山 (140010172)	美方郡香美町香住区若松、一日市(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊
大谷(4) (140010173)	美方郡香美町香住区大谷(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊
梅ヶ平上がり口川 (240030036)	美方郡香美町小代区城山(別図3のとおり)	土石流
三谷 (340010005)	美方郡香美町香住区三谷(別図4のとおり)	地滑り
高津 (340020025)	美方郡香美町村岡区高津(別図5のとおり)	地滑り
水上 (340020026)	美方郡香美町村岡区村岡(別図6のとおり)	地滑り
板仕野 (340020027)	美方郡香美町村岡区板仕野(別図7のとおり)	地滑り
宿西 (340020028)	美方郡香美町村岡区宿(別図8のとおり)	地滑り
口大谷 (340020029)	美方郡香美町村岡区口大谷、高坂(別図9のとおり)	地滑り
神場 (340030011)	美方郡香美町小代区神場(別図10のとおり)	地滑り

(別図1から別図10までは省略し、兵庫県土木部砂防課、但馬県民局新温泉土木事務所及び香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第701号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の 規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和4年5月31日

名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類
久斗山 (341010005)	美方郡新温泉町久斗山(別図1のとおり)	地滑り
大山 (341010006)	美方郡新温泉町久斗山(別図2のとおり)	地滑り

春来 (341020019)	美方郡新温泉町春来(別図3のとおり)	地滑り
中山 (341020020)	美方郡新温泉町湯(別図4のとおり)	地滑り
細田 (341020021)	美方郡新温泉町細田(別図5のとおり)	地滑り
歌長 (341020022)	美方郡新温泉町歌長(別図6のとおり)	地滑り
中辻北 (341020023)	美方郡新温泉町中辻北(別図7のとおり)	地滑り

(別図1から別図7までは省略し、兵庫県土木部砂防課、但馬県民局新温泉土木事務所及び新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第702号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の 規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和4年5月31日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

名称	指定の区域	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類
下内膳 (306010004)	洲本市下内膳(別図1のとおり)	地滑り
広石下 (306020008)	洲本市五色町広石下(別図2のとおり)	地滑り
鳥飼上 (306020009)	洲本市五色町鳥飼上(別図3のとおり)	地滑り
小山田 (306020010)	洲本市五色町鮎原小山田(別図4のとおり)	地滑り
広石下北 (306020011)	洲本市五色町広石下(別図5のとおり)	地滑り
下堺 (306020012)	洲本市五色町下堺(別図6のとおり)	地滑り
鳥飼明神 (306020013)	洲本市五色町鳥飼上、鳥飼中(別図7のとおり)	地滑り

(別図 1 から別図 7 までは省略し、兵庫県土木部砂防課、淡路県民局洲本土木事務所及び洲本市役所に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第703号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の 規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。 令和4年5月31日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

名称	指定の区域	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類
土井 (325010001)	南あわじ市倭文土井(別図1のとおり)	地滑り
灘山本 (325040015)	南あわじ市難山本(別図2のとおり)	地滑り
難黒岩第 1 (325040016)	南あわじ市灘黒岩(別図3のとおり)	地滑り

(別図1から別図3までは省略し、兵庫県土木部砂防課、淡路県民局洲本土木事務所及び南あわじ市役所に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第704号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の 規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和4年5月31日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類
佐野八幡田 (327010008)	淡路市佐野(別図1のとおり)	地滑り
王子江原 (327010009)	淡路市王子(別図2のとおり)	地滑り
浅野南 (327030016)	淡路市浅野南(別図3のとおり)	地滑り
生田大坪 (327030017)	淡路市生田大坪、生田畑(別図4のとおり)	地滑り
大坪 (327030018)	淡路市生田大坪(別図5のとおり)	地滑り
枯木 (327040010)	淡路市尾崎(別図6のとおり)	地滑り
深草 (327040011)	淡路市深草(別図7のとおり)	地滑り
東桃川 (327040012)	淡路市江井(別図8のとおり)	地滑り
江井鳶ノ巣 (327040013)	淡路市江井(別図9のとおり)	地滑り

(別図 1 から別図 9 までは省略し、兵庫県土木部砂防課、淡路県民局洲本土木事務所及び淡路市役所に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第705号

平成27年兵庫県告示第282号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を次のように改正する。 令和4年5月31日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

柳谷 (301070003) の項中別図12、野瀬 (301070007) の項中別図16を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第706号

平成19年兵庫県告示第956号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を次のように改正する。 令和4年5月31日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

苦楽園(3) I (105000022)の項中別図22を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、阪神南県民センター西宮土木事務所及び西宮市役所に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第707号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の 規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和4年5月31日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

名称	指定の区域	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類
シリツキ川 I (205000068)	西宮市名塩3丁目(別図1のとおり)	土石流

(別図1は省略し、兵庫県土木部砂防課、阪神南県民センター西宮土木事務所及び西宮市役所に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第708号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の 規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和4年5月31日

名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	自然現象により建築物 に作用すると想定され る衝撃に関する事項
和田山 (140010172)	美方郡香美町香住区若松、 一日市(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
大谷(4) (140010173)	美方郡香美町香住区大谷 (別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
梅ヶ平上がり口川 (240030036)	美方郡香美町小代区城山 (別図3のとおり)	土石流	別図3のとおり

(別図1から別図3までは省略し、兵庫県土木部砂防課、但馬県民局新温泉土木事務所及び香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第709号

令和元年兵庫県告示第740号(土砂災害特別警戒区域の指定)の一部を次のように改正する。 令和4年5月31日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

苦楽園(3) I (105000022)の項中別図7を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、阪神南県民センター西宮土木事務所及び西宮市役所に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第710号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県まちづくり部都市計画課において縦覧に供する。

令和4年5月31日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

市町の名称		称	都市計画の種類	都市計画の名称		
加同同	西	市市市	東播都市計画地区計画 東播都市計画地区計画 東播都市計画地区計画	加西南産業団地地区地区計画 中野地区地区計画 鎮岩工業団地地区地区計画		

兵庫県告示第711号

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第65条第2項の規定により、次のとおり処分した旨阪神南県民センター長から報告があった。

令和4年5月31日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 被処分者

商号又は名称 新光商事有限会社 代表者氏名 佐藤正剛

事務所所在地 尼崎市塚口町二丁目13番地の10-2

免 許 番 号 兵庫県知事(16)第849号

免許年月日 令和3年7月18日

2 処分の内容

令和4年6月7日から同月13日までの7日間の業務停止

3 業務停止の範囲

宅地建物取引業に関する一切の業務

兵庫県告示第712号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。 その関係図書は、淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和4年5月31日

指定番号	指定年月日 (令和年月 日)	位 置	幅 員 (メート ル)	延 長 (メート ル)
第R03淡路位置 0013号	4.5.13	淡路市久留麻字田尻25番1の一部	6. 0	26. 35

兵庫県告示第713号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。 その関係図書は、淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和4年5月31日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

指定番号	指定年月日 (令和年月 日)	位 置	幅 員 (メート ル)	延 長 (メート ル)
第R03淡路位置	4.5.20	淡路市志筑字土生ヶ口1755番1、1755番5の	6. 0	38. 68
0001号		一部、1755番6の一部、1755番7の一部	4. 0~6. 0	5. 75

告 公

令和4年兵庫県功労者表彰

表彰規則(昭和38年兵庫県規則第80号)第2条の規定により、令和4年兵庫県功労者として令和4年5月3 日に次の者を表彰した。

前理化学研究所理事長

令和4年5月31日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

奈良市

県勢高揚功労(2名)

松 本 紘

保 田 茂	神戸大学名誉教授	神戸市中央区
県政功労(6名)		
北 野 実	兵庫県議会議員	姫路市
北 口 寛 人	兵庫県議会議員	明石市
米 田 耕 士	兵庫県労働委員会会長	明石市
申 吉浩	兵庫県本人確認情報保護審議会会長	東京都豊島区
寺 澤 知 子	兵庫県文化財保護審議会会長	奈良県大和郡山市
安 田 和 人	前但馬保健医療圈域感染症診査協議会委員長	豊岡市
自治功労(25名)		
黒川優	元姫路市副市長	高砂市
行澤 睦 雄	前伊丹市副市長	川西市
吉 田 孝 司	前西脇市副市長	多可郡多可町
平 野 斉	前丹波篠山市副市長	丹波篠山市
宮 脇 修	前猪名川町副町長	川辺郡猪名川町
笹 倉 康 司	前多可町副町長	西脇市
飼 原 和 子	兵庫県行政書士会副会長	神戸市長田区
坊 恭寿	神戸市議会議員	神戸市北区
森由紀子	姫路市議会議員	姫路市
三 好 宏	明石市議会議員	明石市
河 﨑 源	西宮市議会議員	西宮市

_				
加	藤 爿	在 博	伊丹市議会議員	伊丹市
前	川有		相生市議会議員	相生市
青	山憲	哥	元豊岡市議会議員	豊岡市
井	上 隨	全 司	加古川市議会議員	加古川市
釣	昭	召 彦	赤穂市議会議員	赤穂市
初	田	稔	三木市議会議員	三木市
藤	森	誠	高砂市議会議員	高砂市
吉	富幸	_	川西市議会議員	川西市
岡	嶋正		小野市議会議員	小野市
檜	田田	充	三田市議会議員	三田市
小	島	<u> </u>	元南あわじ市議会議員	南あわじ市
小	紫素	₹ 良	加東市議会議員	加東市
清	水修		多可町議会議員	多可郡多可町
藤	原秀		播磨町議会議員	加古郡播磨町
		,	JED JEWATEWS	A L H H H H M L
	大森 和		元神戸女子短期大学副学長	神戸市灘区
上	野易	- 1	神戸大学大学院教授	神戸市中央区
牛	田田	智	武庫川女子大学教授	西宮市
岸	田連		兵庫教育大学大学院教授	加東市
佐	藤津		産業技術短期大学教授	大阪市住吉区
	中值		神戸女学院大学名誉教授	宝塚市
日日	浦道		関西学院大学名誉教授	芦屋市
森	下智		明石工業高等専門学校教授	明石市
山	本裕		前神戸親和女子大学学長	芦屋市
井	口当		雲雀丘学園小学校校長	三田市
内	橋り		百合学院中学校・高等学校主幹教諭	尼崎市
栫	井政		グリーン学園理事長	西宮市
喜	多省		学校法人神戸セミナー校長	神戸市中央区
北	村敬		姫路女学院中学校・高等学校教頭	神戸市垂水区
濱	名	浩	立花愛の園幼稚園園長	尼崎市
佐	藤原		前兵庫県立但馬やまびこの郷所長	三田市
		·	1377/A/N-A LAIN (OC C 17/A/1)	→ H 1/4
足	立秀		元丹波文化団体協議会理事	丹波市
木	田	薫	ソーシャルデザインセンター淡路理事長	南あわじ市
小	林修		こころ豊かな人づくり 500 人委員東播磨OB会副会長	加古郡播磨町
添	田て		こころ豊かな人づくり500人委員会阪神南〇B会会長	芦屋市
瀧		· 久	姫路交通安全協会副会長	神戸市垂水区
土		一代子	西播磨消費者団体連絡協議会会計	赤穂郡上郡町
濱	田糸		神戸市自治会連絡協議会常任理事兼会計	神戸市垂水区
藤		- 『 之	東播磨文化団体連合会副会長	西脇市
藤		·	元但馬文化協会副会長	豊岡市
山		大 宏	三田市文化協会会長	三田市
有	川富		統計調查員	神戸市北区
井		· 八 · 管智子	統計調查員	姫路市
草	壁拳		統計調查員	尼崎市
定	浪順		統計調查員	明石市
美		女 子	統計調查員	神戸市北区
	上功労			—.
植楠	田草		兵庫県俳句協会会長	神戸市北区
田田	中湄		兵庫県音楽活動推進会議会計	神戸市垂水区
	, 11-	• •	A STATE OF THE PARTY OF THE PAR	

津 野 充 聡	兵庫県洋画団体協議会事務局	神戸市兵庫区
花 柳 芳 一	兵庫県舞踏文化協会参与	神戸市中央区
森 もりこ	兵庫県劇団協議会代表	神戸市垂水区
柳原香	兵庫県写真作家協会委員長	神戸市東灘区
女性活動功労(10名)		
朝井松代	兵庫県婦人防火クラブ連絡協議会委員	西脇市
井 上 淳 子	兵庫県交通安全協会婦人部連絡協議会理事	三田市
大 西 佳 子	加古川市連合婦人会理事	加古川市
鎌谷幸子	兵庫県いずみ会理事	神崎郡福崎町
神 頭 美智代	高砂市連合婦人会理事	高砂市
西浦富士子	兵庫県交通安全協会婦人部連絡協議会理事	加古川市
萩 原 富美子	尼崎市連合婦人会会計	尼崎市
原田明美	兵庫県更生保護女性連盟常務理事	たつの市
藤浦重美	元兵庫県連合婦人会理事	多可郡多可町
森田祐子	神戸市婦人団体協議会副会長	神戸市中央区
青少年育成功労(3名)		
大家重明	兵庫県青年洋上大学同窓会会長	神戸市北区
阪本茂樹	阪神南青少年本部本部長	尼崎市
前田道弘	兵庫県モラロジー青少年団体連絡協議会会長	たつの市
防災功労 (4名)		
尾上あい子	北条自主防災会隊長	姫路市
清野純史	京都大学大学院工学研究科教授	京都市左京区
佐藤匠	兵庫県火薬類保安協会副会長	姫路市
高橋守雄	前兵庫県社会福祉協議会ひょうごボランタリープラザ	神戸市西区
	所長	,
消防功労(7名)		
▎ 消防功労 (7名) ▎ 安 満 真 哉	川西市消防団団長	川西市
	川西市消防団団長 養父市消防団団長	川西市 養父市
安 満 真 哉		
安 満 真 哉 稲 葉 広 之	養父市消防団団長	養父市
安 満 真 哉 之 太 田 克 己	養父市消防団団長 豊岡市豊岡消防団団長	養父市 豊岡市
安 満 真 哉 之 太 田 克 己 松 風 俊 明	養父市消防団団長 豊岡市豊岡消防団団長 尼崎市消防団団長	養父市 豊岡市 尼崎市
安満 真哉 之 在 京 克 克 明 赤 川 孝 平	養父市消防団団長 豊岡市豊岡消防団団長 尼崎市消防団団長 前尼崎市消防局長	養父市 豊岡市 尼崎市 尼崎市
安稲太太太太太太太太太太太太太太太太太太太太大大大大大大大大大大大大大大大大大	養父市消防団団長 豊岡市豊岡消防団団長 尼崎市消防団団長 前尼崎市消防局長 前明石市消防局長	養父市 豊岡市 尼崎市 尼崎市 三木市
安稲太松赤上山大の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田	養父市消防団団長 豊岡市豊岡消防団団長 尼崎市消防団団長 前尼崎市消防局長 前明石市消防局長	養父市 豊岡市 尼崎市 尼崎市 三木市
安福太松 太	養父市消防団団長 豊岡市豊岡消防団団長 尼崎市消防団団長 前尼崎市消防局長 前明石市消防局長 前西宮市消防局長	養父市 豊岡市 尼崎市 尼崎市 三木市 西宮市
安稲太松赤上山福祉山 福祉上 初雄	養父市消防団団長 豊岡市豊岡消防団団長 尼崎市消防団団長 前尼崎市消防局長 前明石市消防局長 前西宮市消防局長	養父市 豊岡市 尼崎市 尼崎市 三木市 西宮 豊岡市
安稲太松赤上山福川川 真広克俊孝正俊(20名) 可以为(20名) 一种位置的一种位置的一种位置的一种位置的一种位置的一种位置的一种位置的一种位置的	養父市消防団団長 豊岡市豊岡消防団団長 尼崎市消防団団長 前尼崎市消防局長 前明石市消防局長 前西宮市消防局長 (但馬地区里親会副会長 兵庫県遺族会常任理事	養型
安稲太松赤上山福川川澤真広克俊孝正俊(20 祖)上西村東 人郎名雄信里	養父市消防団団長 豊岡市豊岡消防団団長 尼崎市消防団団長 前尼崎市消防局長 前明石市消防局長 前西宮市消防局長 但馬地区里親会副会長 兵庫県遺族会常任理事 兵庫県老人福祉事業協会理事	養豊尼尼三西 豊宝沢
安稲太松赤上山福川川澤春満葉田風川園下功上西村名真広克俊孝正俊(初武安ス東広文の大郎名雄信里子の大郎名雄信里子	養父市消防団団長 豊岡市豊岡消防団団長 尼崎市消防団団長 前尼崎市消防局長 前明石市消防局長 前西宮市消防局長 (但馬地区里親会副会長 兵庫県遺族会常任理事 兵庫県老人福祉事業協会理事 宍栗市婦人共励会会長	養豐尼尼三西 豐宝丹宍市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市
安稲太松赤上山福川川澤春宗満葉田風川園下功上西村名像真広克俊孝正俊(初武安ス邦哉之己明平人郎名雄信里子彦	養父市消防団団長 豊岡市豊岡消防団団長 尼崎市消防団団長 前尼崎市消防局長 前明石市消防局長 前西宮市消防局長 (但馬地区里親会副会長 兵庫県遺族会常任理事 兵庫県老人福祉事業協会理事 宍粟市婦人共励会会長 兵庫県遺族会常任理事	養豊尼尼三西 豊宝丹宍明で、一方市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市
安稲太松赤上山福川川澤春宗梅満葉田風川園下功上西村名像野真広克俊孝正俊(初武安ス邦陽立己明平人郎名雄信里子彦子哉之己明平人郎	養父市消防団団長 豊岡市豊岡消防団団長 尼崎市消防団団長 前尼崎市消防局長 前明石市消防局長 前西宮市消防局長 但馬地区里親会副会長 兵庫県遺族会常任理事 兵庫県老人福祉事業協会理事 宍粟市婦人共励会会長 兵庫県遺族会常任理事 勝原保育園施設長	養豐尼尼三西 豐宝丹宍明姫父岡崎崎木宮 岡塚波栗石路市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市
安稲太松赤上山福川川澤春宗梅常満葉田風川園下功上西村名像野石真広克俊孝正俊(初武安ス邦陽秀哉之己明平人郎名雄信里子彦子市哉之己明平人郎	養父市消防団団長 豊岡市豊岡消防団団長 尼崎市消防団団長 前尼崎市消防局長 前明石市消防局長 前西宮市消防局長 (但馬地区里親会副会長 兵庫県遺族会常任理事 兵庫県老人福祉事業協会理事 宍粟市婦人共励会会長 兵庫県遺族会常任理事 勝原保育園施設長 医療福祉センターきずな施設長	養豊尼尼三西 豊宝丹宍明姫丹父岡崎崎木宮 岡塚波栗石路波市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市
安稲太松赤上山福川川澤春宗梅常靏満葉田風川園下功上西村名像野石岡真広克俊孝正俊(初武安ス邦陽秀明乾之己明平人郎名雄信里子彦子市子哉之己明平人郎	養父市消防団団長 豊岡市豊岡消防団団長 尼崎市消防団団長 前尼崎市消防局長 前明石市消防局長 前西宮市消防局長 前西宮市消防局長 (但馬地区里親会副会長 兵庫県遺族会常任理事 兵庫県老人福祉事業協会理事 宍粟市婦人共励会会長 兵庫県遺族会常任理事 勝原保育園施設長 医療福祉センターきずな施設長 長寿院保育園園長	養豊尼尼三西 豊宝丹宍明姫丹明父岡崎崎木宮 岡塚波粟石路波石市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市
安稲太松赤上山福川川澤春宗梅常靏松満葉田風川園下功上西村名像野石岡田真広克俊孝正俊(初武安ス邦陽秀明年東立立日明平人郎名雄信里子彦子市子司哉之己明平人郎	養父市消防団団長 豊岡市豊岡消防団団長 尼崎市消防団団長 前尼崎市消防局長 前明石市消防局長 前西宮市消防局長 (但馬地区里親会副会長 兵庫県遺族会常任理事 兵庫県老人福祉事業協会理事 宍粟市婦人共励会会長 兵庫県遺族会常任理事 勝原保育園施設長 医療福祉センターきずな施設長 長寿院保育園園長 あさご長寿苑施設長	養豐尼尼三西 豐宝丹宍明姫丹明朝父岡崎崎木宮 岡塚波栗石路波石来市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市
安稲太松赤上山福川川澤春宗梅常靏松三満葉田風川園下功上西村名像野石岡田木真広克俊孝正俊(初武安ス邦陽秀明年哉之己明平人郎名雄信里子彦子市子司惠哉之己明平人郎名雄信里子彦子市子司惠	養父市消防団団長 豊岡市豊岡消防団団長 尼崎市消防団団長 前尼崎市消防局長 前明石市消防局長 前西宮市消防局長 前西宮市消防局長 但馬地区里親会副会長 兵庫県遺族会常任理事 兵庫県老人福祉事業協会理事 宍粟市婦人共励会会長 兵庫県遺族会常任理事 勝原保育園施設長 医療福祉センターきずな施設長 長寿院保育園園長 あさご長寿苑施設長 専徳寺保育園園長	養豊尼尼三西 豊宝丹宍明姫丹明朝姫父岡崎崎木宮 岡塚波栗石路波石来路市市市市市市市市市市市市市市市市市
安稲太松赤上山福川川澤春宗梅常靏松三山満葉田風川園下功上西村名像野石岡田木上真広克俊孝正俊(初武安ス邦陽秀明年 真哉之己明平人郎名雄信里子彦子市子司惠美哉之己明平人郎	養父市消防団団長 豊岡市豊岡消防団団長 尼崎市消防団団長 前尼崎市消防局長 前明石市消防局長 前西宮市消防局長 但馬地区里親会副会長 兵庫県遺族会常任理事 兵庫県老人福祉事業協会理事 宍粟市婦人共励会会長 兵庫県遺族会常任理事 勝原保育園施設長 医療福祉センターきずな施設長 長寿院保育園園長 あさご長寿苑施設長 専徳寺保育園園長 聖智学園主任保育士	養豐尼尼三西 豐宝丹宍明姫丹明朝姫淡父岡崎崎木宮 岡塚波栗石路波石来路路市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市
安稲太松赤上山福川川澤春宗梅常靏松三山阿満葉田風川園下功上西村名像野石岡田木上部真広克俊孝正俊(初武安ス邦陽秀明年 真光哉之己明平人郎名雄信里子彦子市子司惠美子哉之己明平人郎名	養父市消防団団長 豊岡市豊岡消防団団長 応崎市消防団団長 前足崎市消防局長 前明石市消防局長 前西宮市消防局長 (但馬地区里親会副会長 兵庫県遺族会常任理事 兵庫県老人福祉事業協会理事 宍粟市婦人共励会会長 兵庫県遺族会常任理事 勝原保育園施設長 医療福祉センターきずな施設長 長寿院保育園園長 あさご長寿苑施設長 専徳寺保育園園長 聖智学園主任保育士 民生委員・児童委員	養豐尼尼三西 豊宝丹宍明姫丹明朝姫淡尼父岡崎崎木宮 岡塚波栗石路波石来路路崎市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市
安稲太松赤上山福川川澤春宗梅常靍松三山阿浦満葉田風川園下功上西村名像野石岡田木上部岡真広克俊孝正俊(初武安ス邦陽秀明年 真光貴哉之己明平人郎名雄信里子彦子市子司惠美子美哉	養父市消防団団長 豊岡市豊岡消防団団長 尼崎市消防団団長 前児崎市消防局長 前明石市消防局長 前西宮市消防局長 前西宮市消防局長 但馬地区里親会副会長 兵庫県遺族会常任理事 兵庫県表人福祉事業協会理事 宍粟市婦人共励会会長 兵庫県遺族会常任理事 勝原保育園施設長 医療福祉センターきずな施設長 長寿院保育園園長 あさご長寿苑施設長 専徳寺保育園園長 聖智学園主任保育士 民生委員・児童委員 民生委員・児童委員	養豊尼尼三西 豊宝丹宍明姫丹明朝姫淡尼姫父岡崎崎木宮 岡塚波栗石路波石来路路崎路市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市
安稲太松赤上山福川川澤春宗梅常靏松三山阿浦河満葉田風川園下功上西村名像野石岡田木上部岡原真広克俊孝正俊(初武安ス邦陽秀明年 真光貴政哉之己明平人郎名雄信里子彦子市子司惠美子美幸哉之己明平人郎名	養父市消防団団長 豊岡市豊岡消防団団長 応崎市消防団団長 前尼崎市消防局長 前明石市消防局長 前西宮市消防局長 但馬地区里親会副会長 兵庫県遺族会常任理事 兵庫県老人福祉事業協会理事 宍粟市婦人共励会会長 兵庫県遺族会常任理事 勝原保育園施設長 医療福祉センターきずな施設長 長寿院保育園園長 あさご長寿苑施設長 専徳寺保育園園長 聖智学園主任保育士 民生委員・児童委員 民生委員・児童委員 民生委員・児童委員	養豐尼尼三西 豐宝丹宍明姫丹明朝姫淡尼姫神父岡崎崎木宮 岡塚波栗石路波石来路路崎路戸市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市

山本洋子	民生委員・児童委員	宝塚市
稲 井 信 男	保護司	神戸市兵庫区
佐 伯 博 昭	保護司	小野市
田中博美	人権擁護委員	尼崎市
健康功労(9名)		
木 村 一 郎	兵庫県医師会理事	洲本市
木 村 忠 史	三田市医師会会長	三田市
竹中博	兵庫県歯科医師会理事	神戸市西区
段 充	兵庫県歯科医師会理事	姫路市
有 井 滋 樹	神戸市立医療センター西市民病院院長	神戸市東灘区
大 澤 泰 輔	兵庫県薬剤師会副会長	姫路市
金 啓二	兵庫県病院薬剤師会副会長	明石市
松村浩司	丹波篠山市国民健康保険東雲診療所所長兼後川診療所 所長	宝塚市
山本隆久	前済生会兵庫県病院院長	三田市
┃	13-17 1 - L- A-7 / V-P-7 I V/I 117 U17/UPX	— H 114
上山洋一郎	兵庫県旅館ホテル生活衛生同業組合副理事長	姫路市
川原弘司	兵庫県麺類食堂業生活衛生同業組合副理事長	豊岡市
人見嘉伸	前兵庫ビルメンテナンス協会会長	姫路市
的場廣美	兵庫県理容生活衛生同業組合副理事長	神戸市中央区
山田廣美	兵庫県美容業生活衛生同業組合理事長	明石市
足立勝子	丹波消費者団体連絡協議会理事	丹波市
八代醒 土岐子	東播磨消費者団体協議会理事	加古川市
産業振興功労(22名)		
井 口 覚	佐用町商工会会長	佐用郡佐用町
植田訓行	兵庫県中小企業診断士協会副会長	神戸市東灘区
後藤純次	高砂商工会議所副会頭	加古川市
佐 和 吉 敬	姫路商工会議所副会頭	姫路市
津 田 豊	淡路市商工会会長	淡路市
小早川 優	宝塚市国際観光協会会長	宝塚市
津 山 貴 義	兵庫県鞄卸商業組合副理事長	豊岡市
森 忠 延	兵庫県書店商業組合理事長	神戸市須磨区
柳 川 拓 三	兵庫県指定観光名産品協会会長	丹波市
井 上 幸 治	淡路瓦工業組合副理事長	南あわじ市
金 田 教 子	協同組合尼崎工業会理事	尼崎市
島田厚志	日本燐寸工業会理事	明石市
嶋 田 幸 直	前播州織産元協同組合理事長	西脇市
時 任 徹 壮	神戸鉄工団地協同組合副理事長	明石市
橋 本 和 則	前兵庫県鞄工業組合理事長	豊岡市
山邑 太左衛門	兵庫県酒造組合連合会会長	神戸市東灘区
小 林 康 眞	木村化工機株式会社代表取締役会長兼社長	大阪府豊中市
頃 安 雅 樹	極東産機株式会社代表取締役社長	千葉県浦安市
田 井 三 治	株式会社タイネクサス代表取締役社長	西脇市
番 所 利 行	株式会社洲本整備機製作所代表取締役社長	洲本市
三木桂吾	株式会社桂スチール代表取締役	姫路市
山 本 幹 雄	虹技株式会社代表取締役社長	姫路市
労働・技能功労(7名)		
網島雅彦	元日本労働組合総連合会兵庫県連合会副事務局長	姫路市
松田一登	兵庫県経営者協会財務理事	宝塚市
太田清隆	兵庫県板硝子技能士会会長	神戸市東灘区
ĺ		

塚 本 修	元兵庫県板金工業組合技能士会副会長	神戸市中央区
橋 本 晴 生	全日本司厨士協会関西地方本部兵庫県本部理事長	明石市
船 越 一 宏	兵庫県写真技能士会副会長	加古川市
吉 岡 正 明	兵庫県建築大工技能士会副会長	豊岡市
農林水産功労(11 名)		
大 向 善 信	元兵庫県農業経営士会監事	川西市
木 下 祝 一	兵庫六甲農業協同組合代表理事組合長	神戸市西区
寺 田 郁 雄	神戸市岩岡土地改良区理事長	神戸市西区
坪之内 好 和	前十倉営農組合代表理事	三田市
奥野克哉	兵庫県養鶏協会副会長	加古川市
田中正美	兵庫県農業機械化協会会長	加西市
長谷川 哲 也	兵庫県獣医師会会長	加古川市
本田雅保	元兵庫県果樹研究会理事	南あわじ市
野村俊彰	兵庫県木材業協同組合連合会副会長	神戸市垂水区
橋本昌和	南淡漁業協同組合代表理事組合長	南あわじ市
山本章等	西二見漁業協同組合代表理事組合長	明石市
食品流通功労(7名)		21 11/4
江見佳朗	兵庫県生麺協同組合常務理事	西宮市
川添育子	神戸市東部水産物卸売協同組合副理事長	神戸市灘区
反橋誠治	神戸水産物卸協同組合常任理事	神戸市須磨区
名 田 和 由	兵庫県蒲鉾組合連合会会長	姫路市
松谷晃	兵庫県食品産業協会理事	神戸市灘区
村上敏夫	神戸生鮮食品商業協同組合理事	大阪府池田市
	兵庫県珍味商工協同組合理事	神戸市須磨区
環境功労(5名)	六年小夕·木间工 伽 四 旭 日 在 事	17) 印須冶区
梅垣守明	丹波自然友の会代表	丹波市
岡本邦夫	六方めだか公園公園長	豊岡市
野邑奉弘	大阪市立大学名誉教授	大阪市淀川区
前田清悟	たつの・赤トンボを増やそう会理事長	たつの市
山本一幸	兵庫県自然保護指導員	美方郡新温泉町
土木建設功労(3名)	NAND WINDLINE	2C23 414/9 (mm.2)C+1
池田吉弘	兵庫県塗装工業協同組合理事	加古川市
大木弘惠	兵庫県建設業協会理事	神戸市中央区
苅 田 孝太郎	兵庫県建設業協会理事	芦屋市
まちづくり功労(11名)	NAME OF THE PARTY)
尾﨑潤	兵庫県不動産鑑定士協会副会長	神戸市西区
北川静夫	兵庫県屋外広告美術協同組合理事長	姫路市
■ 花 所 穴 ■ 鞍 本 長 利	ウィズアス理事長	神戸市長田区
倉 本 福 重	兵庫県瓦工事業協同組合副理事長	伊丹市
■ 存	全日本不動産協会兵庫県本部副本部長	神戸市兵庫区
清水康弘	兵庫県管工事業協同組合連合会理事	神戸市灘区
社家薫	兵庫県建築士事務所協会常任理事	南あわじ市
田村嘉朗	兵庫県建築士会副会長	神戸市西区
福田泰彦	兵庫県宅地建物取引業協会常任理事	尼崎市
日 田	兵庫県造園緑化組合連合会副会長	姫路市
八木景子	元兵庫県建築士会副会長	神戸市西区
┃ /	ルハゲルベボーム町ムバ	117 中日区
地域交生初力(3日) 有 馬 俊 明	神戸北防犯協会会長	神戸市北区
特	有馬交通安全協会会長	神戸市北区
寸	加古川交通安全協会会長	加古川市
ハ ガ ユ カ	加口川又地女主励云云区	Wh ロンロロ

安 田 宏 行 飾磨防犯協会会長 姫路市

横 山 弘 介 さよう地域ふれあいの会連合会長 佐用郡佐用町

<在外外国人>

国際協力功労(1名)

マーク・マガウワン 西オーストラリア州首相

オーストラリア連邦

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項及び第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和4年5月31日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ドラッグコスモス上郡店

所在地 赤穂郡上郡町竹万字大開キ2278 ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 住所 代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 横 山 英 昭

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称 住所 代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 宇 野 正 晃

イ 変更後

名称 住所 代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 横 山 英 昭

② 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称 住所 代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 宇 野 正 晃

イ 変更後

名称 住所 代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 横 山 英 昭

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 変更前

午前 10 時から午後 10 時まで

イ 変更後

午前9時から午後10時まで

(4) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前

午前9時30分から午後10時30分まで

イ 変更後

午前8時30分から午後10時30分まで

4 変更年月日

令和4年6月1日 ほか

5 届出年月日

令和4年5月16日

- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

令和4年5月31日から4月間

- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限

令和4年10月3日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項及び第2項の規定により、 次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和4年5月31日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ドラッグコスモス丹波春日店

所在地 丹波市春日町七日市626-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 住所 代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 横 山 英 昭

- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア変更前

名称 住所 代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 宇 野 正 晃

イ 変更後

名称 住所 代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 横山英昭

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称 住所 代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 宇 野 正 晃

イ 変更後

名称 住所 代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 横山英昭

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 変更前

午前 10 時から午後 10 時まで

イ 変更後

午前9時から午後10時まで

(4) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前

午前9時30分から午後10時30分まで

イ 変更後

午前8時30分から午後10時30分まで

4 変更年月日

令和4年6月1日 ほか

5 届出年月日

令和4年5月16日

- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び丹波県民局丹波土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和4年5月31日から4月間

- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限

令和4年10月3日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第26号

次の団体は、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第2項の規定により、令和4年4月1日以降、政治活動(選挙運動を含む。)のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和4年5月31日

兵庫県選挙管理委員会 委員長 石 堂 則 本

その他の政治団体

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地
井口はじめ後援会	竹内吉崇	井 口 美 輝	丹波市柏原町柏原 1934-2
石井まさひこ後援会	石 井 雅 彦	友 藤 芳 雄	加東市大門 690
大かわら鈴子後援会	安 井 正 明	前 田 照 夫	神戸市兵庫区水木通3丁目1-
久保宗一後援会	和田修二	久 保 佐代子	川辺郡猪名川町松尾台4-6- 151
酒井一と市民の力	酒 井 一	松上辰之	尼崎市東難波町3-19-17
阪本こうじ後援会	阪 本 ひとみ	阪 本 勝 也	三田市中央町2-7
市民が主人公・小野市をよくす る会	宮 永 桂 介	森 本 均	小野市垂井町 652 の 2
政治結社龍建義塾	山 田 浩	宮 本 直 輝	加古川市野口町水足 2016-1
たけした正彦後援会	嶽下正彦	嶽下智香	宝塚市平井5-3-38-205

辰巳浩司後援会	辰	巳	浩	司	南		千	尋	明石市東仲ノ町1-3
共に歩もういきいき三田を創る 会	青	木	康	史	旦	分	健	_	三田市けやき台5丁目7-10
長崎ひろちか後援会	長	﨑	寛	親	長	崎	久	美	尼崎市武庫豊町 2 - 1 - 21 - 602
中筋一彦後援会	加	藤	家	康	中	筋	静	香	西宮市河原町 5 -31-301
西上俊彦後援会	仲	田	嘉	典	織	部	美	然	三田市乙原 225-1番地
西宮を守り発展させる会	中	筋	_	彦	中	筋	静	香	西宮市河原町 5 -31-301
日原ひろのぶ後援会	日	原	孝	宣	日	原		恵	丹波市山南町大河 217
ひょう敏雄後援会	瓢		敏	雄	瓢		員	子	赤穂市尾崎 320
藤原あきら後援会	宮	永	桂	介	森	本		均	小野市大開町 415-40
山﨑憲一と尼崎の100年後を 考える会	Ш	﨑	憲	_	Щ	﨑	憲	_	尼崎市稲葉元町1-7-21- 605

労働委員会告示

兵庫県労働委員会あっせん員候補者の氏名、閲歴等

労働関係調整法施行令(昭和21年勅令第478号)第4条及び労働委員会規則(昭和24年中央労働委員会規則第1号)第68条第1項の規定により、令和4年5月19日現在における兵庫県労働委員会あっせん員候補者の氏名、閲歴等を次のとおり公告する。

令和4年5月31日

兵庫県労働委員会 会長 米 田 耕 士

氏	名	閲歷	委嘱年月日
浅田	修宏	兵庫県労働委員会公益委員 弁護士	令和3年10月1日
大 内	伸哉	兵庫県労働委員会公益委員 神戸大学大学院法学研究科教授	平成19年8月2日
岡	秀次	兵庫県労働委員会公益委員 元公益財団法人神戸いきいき勤労財団シルバー人材センター 北区センター所長	令和元年9月26日
関根	由 紀	兵庫県労働委員会公益委員(会長代理) 神戸大学大学院法学研究科教授	平成23年8月18日
林	亜衣子	兵庫県労働委員会公益委員 弁護士	平成30年4月12日

藤	森	泰宏	兵庫県労働委員会公益委員 元公益財団法人兵庫県生きがい創造協会副理事長兼事務局長	令和4年5月19日
米	田	耕 🗄	兵庫県労働委員会公益委員(会長) 弁護士	平成19年8月2日
安	樂	雅杉	兵庫県労働委員会労働者委員 UAゼンセン兵庫県支部次長	令和3年10月1日
奥	村	比左丿	兵庫県労働委員会労働者委員 三菱重工グループ労働組合連合会神船地区本部顧問	平成27年9月8日
尾	野	哲 男	兵庫県労働委員会労働者委員 J AMオークラ輸送機労働組合組合長	平成29年9月26日
那	須	倭	兵庫県労働委員会労働者委員 関西電力労働組合特別執行委員	平成23年8月18日
長谷	111.5	尚君	兵庫県労働委員会労働者委員 日本製鉄広畑労働組合組合長	令和3年10月1
服	部	圭 言	兵庫県労働委員会労働者委員 全日本自治団体労働組合兵庫県本部特別執行委員	平成25年8月27日
森	Щ	政行	兵庫県労働委員会労働者委員 山陽電気鉄道労働組合執行委員長	令和3年10月1
河	野	忠参	兵庫県労働委員会使用者委員 カワノ株式会社代表取締役社長	平成29年9月26日
白	石	Jilj	兵庫県労働委員会使用者委員 株式会社サージ・コア顧問	令和元年9月26日
武	井	宏龙	兵庫県労働委員会使用者委員 学校法人武井育英会育英高等学校理事長	令和3年10月1
坪	田	一	兵庫県労働委員会使用者委員 姫路経営者協会相談役	平成29年9月26
林		直档	兵庫県労働委員会使用者委員 兵庫県経営者協会専務理事	令和3年10月1
吉	田	達格	兵庫県労働委員会使用者委員 日清鋼業株式会社顧問	平成25年8月27日
和	田	直击	兵庫県労働委員会使用者委員 近畿工業株式会社会長	平成25年8月27日
大	原	義 弘	前兵庫県労働委員会公益委員	平成29年9月26
滝	澤	功治	前兵庫県労働委員会公益委員	平成9年7月2

余	田	大	造	前兵庫県労働委員会公益委員	令和3年10月1日
熊	野	隆	夫	前兵庫県労働委員会労働者委員	平成25年8月27日
曽	我	_	樹	前兵庫県労働委員会労働者委員	平成27年2月5日
福	永		明	前兵庫県労働委員会労働者委員	平成23年8月18日
草	薙	信	久	前兵庫県労働委員会使用者委員	平成23年8月18日
村	元	四	郎	前兵庫県労働委員会使用者委員	平成21年8月3日
西	躰	和	美	兵庫県労働委員会事務局長	令和4年4月14日
近	藤	貴	彦	兵庫県労働委員会事務局総務調整課長	令和4年4月14日
三	宅	ゆか	לבו	兵庫県労働委員会事務局審査課長	令和2年4月23日

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第132号

道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第51条の13第1項第1号イに規定する講習(以下「駐車監視員資格者講習」という。)について、確認事務の委託の手続等に関する規則(平成16年国家公安委員会規則第23号。以下「規則」という。)第6条の規定により、次のとおり公示する。

令和4年5月31日

兵庫県公安委員会 委員長 小 西 新右衛門

1 駐車監視員資格者講習の期日及び場所

駐車監視員資格者講習(駐車監視員資格者講習修了考査を含む。)の期日及び場所については、次の表のと おりとする。

駐車監	視 員 資 格 者 講 習 の 期 日	令和4年7月26日(火)及び同月27日(水)
駐車監視	員資格者講習修了考査の期日	令和4年8月3日(水)
駐車監	視員資格者講習の場所	神戸市中央区下山手通6丁目3番28号 兵庫県中央労働センター

- 注 1 駐車監視員資格者講習は、各日午前9時から午後5時までとする。
 - 2 駐車監視員資格者講習修了考査は、午前9時10分から午前10時10分までとする。
- 2 受講定員

受講定員は30人とする。

- 3 受講手続
 - (1) 申込書類

ア 駐車監視員資格者講習受講申込書1通

駐車監視員資格者講習受講申込書(以下「受講申込書」という。)は、兵庫県警察本部交通部交通指導 課及び兵庫県内の各警察署の交通課(交通第一課を含む。以下同じ。)において配布する。

- イ 写真1枚(申込み前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの)
- (2) 申込期間

ア 令和4年6月13日(月)から同年7月1日(金)までの間(土曜日及び日曜日を除く午前9時から午後5時まで)

イ 申込人員が受講定員に達した時点で申込みを締め切る。

(3) 申込先

兵庫県内の各警察署の交通課

⑷ 申込方法

本籍・国籍等、住所、氏名及び生年月日を記載した受講申込書を前記(3)の申込先に提出すること。 なお、郵送による申込みは、受け付けない。

(5) 手数料

20,000円相当額の兵庫県収入証紙を受講申込書の裏面に貼り付けること。 なお、受講手数料は、申込書類の受付後は返却しない。

- 4 携行品
 - (1) 駐車監視員資格者講習受講票 (受講する駐車監視員資格者講習の期日までに受講申込書に記載の住所宛てに郵送する。)
 - (2) 筆記用具
 - ③ 講習用テキスト(受講する駐車監視員資格者講習の日に配布する。)
- 5 合格発表

駐車監視員資格者講習修了考査の当日おおむね午前11時30分から、当該修了考査の会場において、合格者の受講番号を掲示する。

なお、合格者には、後日、駐車監視員資格者講習修了証明書を交付する。ただし、駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了しても、法第51条の13第1項第2号に掲げる事項のいずれかに該当する者は、駐車監視員資格者証の交付を受けることはできない(駐車監視員資格者証の交付申請手続については、修了考査当日、合格者に教示する。)。

- 6 問合せ先
 - (1) 兵庫県警察本部交通部交通指導課 電話 (078) 341-7441 内線5153、5154
 - ② 兵庫県内の各警察署の交通課
- 7 その他

駐車監視員資格者講習と併せて、2の受講定員の範囲で、規則第10条第1項の規定による審査を実施するので、審査を希望する者は、6の問合せ先に問い合わせること。

警察本部公告

随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和4年5月31日

契約担当者

兵庫県警察本部長 桐 原 弘 毅

- 1 随意契約に係る物品等又は役務の名称
 - 令和4年度 I C運転免許証等作成消耗品の単価契約
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地 兵庫県警察本部会計課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日

令和4年3月28日

4	随意契約の相手方の名称及び住所 富士フイルムイメージングシステムズ株式会社
5	東京都品川区西五反田 3 丁目 6 番30号 随意契約に係る契約金額
6	222, 773, 496円 契約の相手方を決定した手続
7	随意契約 随意契約の理由 政府調達に関する協定第15条第1項(b)による。
	政府嗣廷に関する協足第10米第1 ⁴ 以(0)による。